

2015 年 9 月 15 日

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 山崎省吾 殿

再質問書に対する御回答

2015 年（平成 27 年）8 月 18 日付けの、貴法人からの再質問書（以下「再質問書」といいます。）につきまして、下記のとおり御回答致しますので、よろしくお願い申し上げます。

記

第 1 再質問書 1.について

弊社が、旅行業法 12 条の 2 第 2 項所定の認可要件を満たす余地のない無認可約款を利用しているのではないかとのご質問についてですが、「同意書」が標準約款に定められた旅行者の権利を制限するものではないことから、そのような懸念は生じないものと考えます。ただし貴法人が「同意書」の解釈について弊社とは異なる考えをお持ちであることを考慮し、「同意書」が旅行者の権利を制限するものではないことを、より明確にするために「同意書」を下記のように修正致します。

記

同意書

私は、M.O.C.のイベントに付随する危険を十分理解かつ認識し、万が一、私自身の生命・身体または財産に対して被害が生じた場合は、貴社の故意または過失による場合を除き、貴社に対する責任追及は放棄し、全て自己責任とすることに同意します。但し、私は、貴社が定める標準旅行業約款と同一の旅行業約款若しくは関連法規上認められる権利を何ら放棄するものではありません。

第2 再質問書 2.(1)について

当社と旅行者間の旅行契約は、旅行者の旅行の申込みに対して、当社が承諾し、申込金を受理した時に成立するものと訂正致します。なお弊社による契約承諾後、お客様が旅行代金支払い前に旅行申込みのキャンセルを申し出られた場合は、弊社はお客様に取消料を請求しておりません。

第3 再質問書 2.(2)について

弊社は、お客様が「同意書」へ署名することが募集型企画旅行契約の成立要件とは考えておりません。旅行当日にお客様が「同意書」への署名を拒否される場合でも、弊社の説明により当該イベントに付随する危険を十分にご理解頂ければ、ご参加頂くことは可能です。

第4 再質問書 3.について

モンベル直営店における店頭申し込みについてですが、モンベル直営店は旅行業法上の営業所登録をしていないため、店頭申し込みを受け付けていません。モンベル直営店においてお客様からイベントについてのお問い合わせがあった場合は、イベントの簡単な内容の説明以外は、モンベル直営店から連絡を受けた本社からお客様に電話をかけ、電話申し込みの場合と同様に対応しています。

電話申し込みの場合については、本社にて対応し、当該イベントが要求する体力レベルや技術難易度、イベントに付随する危険その他お客様の不安や質問について説明しています。

インターネットでの申し込みの場合は、ウェブサイトの募集ページの基本情報欄、コーススケジュール欄、持ち物欄等に、イベントにおいて具体的にどのようなことをするのか、どのような装備や経験が必要かについて記載しています。技術的難易度が特に高く注意を要する場合は、赤い枠で囲ったり赤字にしたりして注意を喚起しています。

その他、電話申し込み、インターネット申込みの別に関わらず、当該イベントに要求される技術的難易度や体力が高い登山ツアー（容易な低山登山を除きます。）の場合は、別途お客様に事前アンケートを送付し、お客様の経験値、登山および他のスポーツの活動履歴、保有する装備、緊急連絡先などを記入して提出して頂き、その内容を確認して当該イベント参加に無理がありそうなお客様には、電話による聴き取り調査を行うとともに必要なアドバイスをし、場合によってはイベント参加をお断りしています。その他、体力要求度の高いイベン

トについては、やはり前述のアンケートをもとに高齢の参加希望者と事前に話し合いを行うなどしています。

第 5 再質問書 4.(1)について

弊社の履行補助者または交渉補助者の故意または過失は、弊社の故意または過失とみなされるとの解釈が一般的であり、そのような場合に弊社の責任が免責されるわけではありません。

第 6 再質問書 4.(2)について

「貴社に対する責任追及は放棄し」とは、お客様が、弊社に対して、一切、示談交渉を求めたり、訴訟を提起したりしない旨の合意をしたことを意味するものとは考えません。

第 7 再質問書 4.(3)について

過失相殺が認められる事案においては、前提として弊社の過失が認められることから、弊社が当然に免責されるとは考えません。

第 8 再質問書 4.(4)について

受注型企画旅行契約の場合を想定していないことから、受注型企画旅行契約の場合について記載していません。

第 9 再質問書 5.について

「商法及び民法上の責任」とは、故意または過失に基づく商法及び民法上のあらゆる責任を意味する趣旨ですが、具体的には損害賠償責任を想定しています。損害賠償責任以外にどのような責任があり得るかは、法律上の理論的な問題であり、弊社はお答えできる立場にございません。

また、その他の特別法上の責任であっても、その責任が故意または過失に基づく責任であれば、弊社に故意または過失が認められない限り、弊社に当該責任は生じないと考えます。具体的にどのような特別法上の責任があり得るかについては、やはり法律上の理論的な問題であり、弊社はお答えできる立場にございません。

第 10 再質問書 6.について

ホームページ上の記載に関わらず、お客様の申込みがウェブサイトからの申込みであり、同意欄のクリックがあると確認できる場合には、別途「同意書」への署名は求めません。

以上

〒550-0013

大阪市西区新町2丁目2-2

株式会社 ベルカディア

代表取締役 辰野 勇

